

## 地域再生法の一部を改正する法律案要綱

### 第一 地域再生計画の記載事項の追加等

一 地域再生計画に記載することができるものとされていいる地方活力向上地域特定業務施設整備事業について、名称を地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に改め、準地方活力向上地域（集中地域のうち、人口の過度の集中を是正する必要がある地域及びその周辺の地域であつて政令で定めるもの以外の地域であり、かつ、当該地域の活力の向上を図ることが特に必要な地域をいう。以下同じ。）において特定業務施設を整備する事業を追加するものとすること。

二 地域再生計画に記載することができる事項に、自然的経済的・社会的条件からみて一体である地域であつて当該地域の来訪者又は滞在者（以下「来訪者等」という。）の増加により事業機会の増大又は収益性の向上が図られる事業を行う事業者が集積している地域において、当該地域の来訪者等の利便を増進し、これを増加させることにより経済効果の増進を図り、もつて当該地域における就業の機会の創出又は経済基盤の強化に資する次に掲げる活動であつて特定非営利活動法人等が当該事業者の意向を踏まえて実施するもの（以下「地域来訪者等利便増進活動」という。）に必要な経費の財源に充てるため、地

域来訪者等利便増進活動が実施される区域内において当該地域来訪者等利便増進活動により生ずる利益を受ける事業者から市町村が負担金を徴収し、当該地域来訪者等利便増進活動を実施する特定非営利活動法人等（以下「地域来訪者等利便増進活動実施団体」という。）に対して交付金を交付する事業に関するものを追加するものとすること。

- 1　来訪者等の利便の増進に資する施設又は設備の整備又は管理に関する活動
- 2　来訪者等の増加を図るための広報又は行事の実施その他の活動

三 地域再生計画に記載することができる事項に、商店街活性化促進区域（地域における経済的・社会的活動の拠点として商店街が形成されている区域であつて、当該商店街における小売商業者又はサービス業者の集積の程度、商業活動の状況その他の状況からみてその活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められ、かつ、当該商店街の活性化により地域経済の発展及び地域住民の生活の向上を図ることが適當と認められる区域をいう。以下同じ。）において、商店街の活性化を図るために行う事業であつて、地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資するもの（以下「商店街活性化促進事業」という。）に関するものを追加するものとすること。

## (第五条第四項関係)

### 第二 特定地域再生事業に係る課税の特例の見直し

特定地域再生事業を行う株式会社により発行される株式の取得に係る課税の特例に係る認定地方公共団体による株式会社の要件の確認を株式の取得後に行うこととすること。

#### (第十六条関係)

### 第三 地方活力向上地域特定業務施設整備事業に係る課税の特例の見直し

一 地方活力向上地域特定業務施設整備事業であつて一定の要件を満たすものを実施する個人事業者又は法人が作成することができるものとされている地方活力向上地域特定業務施設整備計画について、名称を地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に改め、都道府県知事の認定を受けたときは、独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務保証及び課税の特例の適用があるものとすること。

二 集中地域のうち特定業務施設の集積の程度が著しく高い地域として政令で定めるものから地方活力向上地域又は準地方活力向上地域に移転して設備を新設し、又は増設した者に係る地方税の課税免除に伴う措置について定めるとともに、集中地域のうち特定業務施設の集積の程度が著しく高い地域として政

令で定めるものから準地方活力向上地域に移転して設備を新設し、又は増設した者に係る地方税の不均一課税に伴う措置について定めること。

（第十七条の二から第十七条の六まで関係）

#### 第四 地域来訪者等利便増進活動計画の作成等

一 第一の二の事業が記載された地域再生計画が内閣総理大臣の認定を受けたときは、地域来訪者等利便増進活動実施団体は、当該地域来訪者等利便増進活動の実施に関する計画（以下「地域来訪者等利便増進活動計画」という。）を作成し、当該地域来訪者等利便増進活動計画が適当である旨の認定市町村の長の認定を申請することができる」とし、当該地域来訪者等利便増進活動計画には、活動の実施区域、活動の目標、活動の内容、活動により事業者が受けると見込まれる利益の内容及び程度、利益を受ける事業者の範囲、計画期間、資金計画等を記載しなければならないものとすること。

二 一の資金計画には、一の事業者（以下「受益事業者」という。）が負担することとなる負担金の額及び徴収方法の素案を添えなければならないものとすること。

三 一の活動の内容には、都市公園における自転車駐車場、観光案内所その他の来訪者等の利便の増進に

寄与する施設又は物件の設置に関する事項を記載することができるものとし、認定市町村の長は、五の認定をしようとするときは、あらかじめ、公園管理者に協議し、その同意を得なければならないものとすること。

四　一の認定の申請をしようとする地域来訪者等利便増進活動実施団体は、当該地域来訪者等利便増進活動計画について、総受益事業者の三分の二以上であつて、その負担することとなる負担金の合計額が総受益事業者の負担することとなる負担金の総額の三分の一以上となる受益事業者の同意を得なければならぬものとすること。

五　認定市町村の長は、あらかじめ、当該認定市町村の議会の議決を経た上で、地域来訪者等利便増進活動計画の認定ができるものとすること。

六　認定市町村は、地域来訪者等利便増進活動計画に基づき地域来訪者等利便増進活動実施団体が実施する地域来訪者等利便増進活動に必要な経費の財源に充てるため、当該地域来訪者等利便増進活動により受けると見込まれる利益の限度において、受益事業者から負担金を徴収ができるものとすること。

七　六の受益事業者の範囲並びに負担金の額及び徴収方法については、認定市町村の条例で定めるものとすること。

八　認定市町村は、条例で定めるところにより、延滞金を徴収することができるものとともに、地方税の滞納処分の例により、負担金及び延滞金を徴収することができるものとすること。

九　負担金及び延滞金の収納の事務については、収入の確保並びに当該負担金及び延滞金の徴収を受ける受益事業者の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人に委託することができるものとすること。

十　認定市町村は、六の負担金を徴収したときは、これを財源の全部又は一部として、地域来訪者等利便増進活動実施団体に対し、地域来訪者等利便増進活動計画に基づき実施される地域来訪者等利便増進活動に必要な経費の財源に充てるため、交付金を交付するものとすること。

十一　三の事項が記載された地域来訪者等利便増進活動計画が認定された日から二年以内に、地域来訪者等利便増進活動実施団体から当該地域来訪者等利便増進活動計画に基づく都市公園の占用について許可の申請があつた場合には、公園管理者は、その占用の許可をするものとすること。

十二 受益事業者の請求等による五の認定の取消し及び所要の監督規定を設けるものとすること。

（第十七条の七から第十七条の十一まで関係）

## 第五 商店街活性化促進事業計画の作成等

- 一 第一の三の事業が記載された地域再生計画が内閣総理大臣の認定を受けたときは、認定市町村は、認定地域再生計画に記載されている商店街活性化促進事業の実施に関する計画（以下「商店街活性化促進事業計画」という。）を作成できることとし、当該計画には、商店街活性化促進区域の区域、商店街の活性化の方向性その他の商店街活性化促進事業に関する基本的な方針（以下「基本の方針」という。）、商店街活性化促進区域において基本の方針に適合する事業（以下「適合事業」という。）を行い、又は行おうとする者に対する支援その他の商店街の活性化を図るために認定市町村が講ずべき施策に関する事項等を記載するものとすること。
- 二 認定市町村の長は、商店街活性化促進区域内の建築物又は土地の全部又は一部であつて事業の用、住宅の用その他の用途に供されていないことが常態であるもの（以下「特定建築物等」という。）について、当該商店街活性化促進事業計画の達成のため必要があると認めるときは、当該特定建築物等の所有

者等に対し、相当の期間を定めて、当該特定建築物等を適合事業の用その他の当該商店街活性化促進事業計画の基本の方針に適合する用途に供するために必要な措置を講ずることを要請することができる」ととすることとし、当該期間が経過した後においてもなお当該要請を受けた特定建築物等の所有者等が当該要請に係る措置を講じていない場合において、当該特定建築物等の利用状況及び現況その他必要な事項について調査した結果、当該措置を講じていないことについて正当な理由がないと認めるときは、当該特定建築物等の所有者等に対し、当該措置を講ずべきことを勧告することができるものとすること。

三 商店街活性化促進事業計画に記載された商店街活性化促進区域内において商店街振興組合の地区についての商店街振興組合法の特例が認められるものとすること。

四 中小企業信用保険法に規定する普通保険等の保険関係であつて、適合事業のうち特に事業資金の融通の円滑化が必要な事業を行い、又は行おうとする者として認定市町村の長の認定を受けた中小企業者が行う当該事業に必要な資金に係る債務の保証に係るものについて、保険の付保限度額の別枠化、てん補率の引上げ及び保険料率の引下げの措置を講ずるものとすること。

(第十七条の十三から第十七条の十六まで関係)

## 第六 附則

一 この法律は、平成三十年四月一日又はこの法律の公布の日のいづれか遅い日から施行するものとすること。

（附則第一条関係）

二 この法律の施行に関し必要な経過措置を定めること。

（附則第二条から第四条まで関係）

三 政府は、この法律の施行後五年以内に、認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置の適用の状況その他の新法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすること。

（附則第五条関係）

四 その他所要の改正を行うものとすること。

（附則第六条及び第七条関係）